

2022年3月期 第103回

Yamato

定時株主総会

お願い

新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を鑑み、感染防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等による議決権行使をご検討ください。

日時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時

場所 | 兵庫県姫路市大津区吉美380番地
当社やまとホール

決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役3名選任の件
第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件



大和工業株式会社

証券コード：5444

株主のみなさまへ



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大和工業グループは、「鉄で未来を 未来の鉄を」をミッションに掲げ、姫路を本拠地として、海外では米国・タイ・韓国・中東(バーレーン、サウジアラビア)、ベトナムで事業を展開しています。いずれの拠点に於いても、その国・地域が発展し繁栄していくために必要な社会インフラの整備に、「地産地消」即ち地元で根付いた形で貢献し、各国、各地域の発展とそこに住む人々の今と未来を支えていくとの想いがこのミッションに込められています。

「鉄」は加工のしやすさに加えて、コスト面でも他の材料に比べて優位にあり、道路や橋・建物から船・自動車といったあらゆる社会インフラを支える重要な材料です。これから発展していく国や地域は勿論、先進国であっても、今後も世界中で「鉄」の重要性は変わりません。

鉄鋼事業・軌道事業共に日本国内市場は成熟しており、大和工業グループとしてこれからも更に発展していく為には、海外展開は欠かせません。既存の海外事業をパートナーと共に一層充実させ発展させていくと共に、新しい海外事業のチャンスがあれば、積極的に挑戦していきます。

これまでの大和工業グループの伝統を踏まえ、姫路を技術の発信地として、引き続きグローバルな鉄事業を発展、拡大することで、皆様の未来を支えて参ります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 小林 幹生

企業理念



MISSION

鉄で未来を 未来の鉄を

グローバルな鉄事業で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します

VISION

最先端の技術で、世界のインフラを支える 鉄のリーディングカンパニーを目指します

Yamato SPIRIT

誇り 鉄・軌道のプロフェッショナルとして、自覚と責任を持ち行動します

モノづくり 世界基準の製品・サービスを、徹底した安全のもと提供します

グローバル 世界中、どこにおいても通用する人材となります

和の精神 国籍、性別、年齢を超えてチームワークを発揮します

フェア 高い倫理観を持ち、公正・誠実に判断、行動します

挑戦 目標を高く、失敗を恐れず、未来へ向かいます

株 主 各 位

兵庫県姫路市大津区吉美380番地

大和工業株式会社

代表取締役社長 小林 幹 生

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を鑑み、感染防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等による議決権行使をご検討ください。書面またはインターネット等により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2022年6月28日（火）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日） 午前10時
2 場 所	兵庫県姫路市大津区吉美380番地 当社やまとホール
3 目的事項	報告事項 (1) 第103期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第103期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役3名選任の件 第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件

以 上

■ インターネット開示についてのご案内

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。(1) 連結計算書類の「連結注記表」(2) 計算書類の「個別注記表」したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

■ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載することによりお知らせいたします。

当社ウェブサイト：<http://www.yamatokogyo.co.jp/yamato/yamato1/investors/shm.html>

議決権の行使等についてのご案内

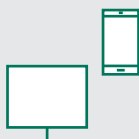
株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年6月28日（火）午後5時到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合は、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、行使期限までに行使してください。

行使期限 2022年6月28日（火）午後5時まで

株主総会にご出席される場合



株主総会への出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2022年6月29日（水）午前10時

新型コロナウイルスに関するお知らせ

ご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、新型コロナウイルス感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

⚠️ ご注意

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスして頂き、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト：<https://www.web54.net>

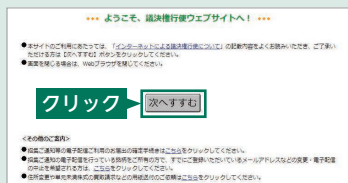
右記のQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスして頂くことも可能です。



行使期限 2022年6月28日（火）午後5時まで

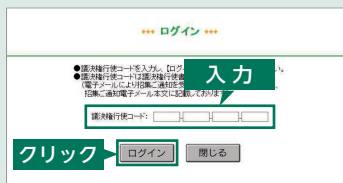
議決権行使手順

議決権行使ウェブサイトへアクセス



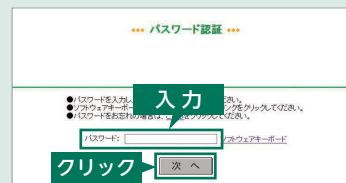
「次へすすむ」をクリック

ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

！ ご注意

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からインターネットによる議決権行使を行っていただくことも可能です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■ 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

■ その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
- 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
【電話】 0120-782-031
（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のご案内

株主総会におきましては、当日会場にご来場されない株主様も、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただけます。

バーチャル株主総会に参加してライブ配信のご視聴を希望される場合は、下記事項をご確認くださいようお願い申し上げます。

1. 配信日時

2022年6月29日（水曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

2. 視聴方法

(1) 視聴URL：<https://5444.ksoukai.jp>

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意の上、アクセスをお願いいたします。（議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。）

① ID：株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）

② パスワード：郵便番号（議決権行使書用紙に記載のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

(2) ご視聴の株主様におかれましては、当日の議決権行使や質問等のご発言を承ることができませんので、あらかじめご了承ください。議決権行使については、2022年6月28日（火）午後5時までに書面またはインターネット等によりご行使していただきますようお願い申し上げます。

(3) その他の注意事項

- ご視聴が可能な株主様は、当社株主名簿（2022年3月31日現在）に記載された議決権を有する株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご視聴はご遠慮ください。
- ご視聴のための配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態によりご視聴できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 株主様による撮影、録画、録音、保存はご遠慮いただき、視聴のためのIDおよびパスワードの第三者への提供も固くお断りいたします。
- 配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

3. ご視聴方法に関するお問い合わせ先について

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

■ バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
0120-782-041（受付時間9:00～17:00 土日休日を除く）

■ 配信環境等インターネット視聴に関する技術的なお問い合わせ
株式会社ブイキューブ
03-4503-6538（受付時間株主総会当日9:00～株主総会終了まで）

株主総会参考書類

議案および参考事項

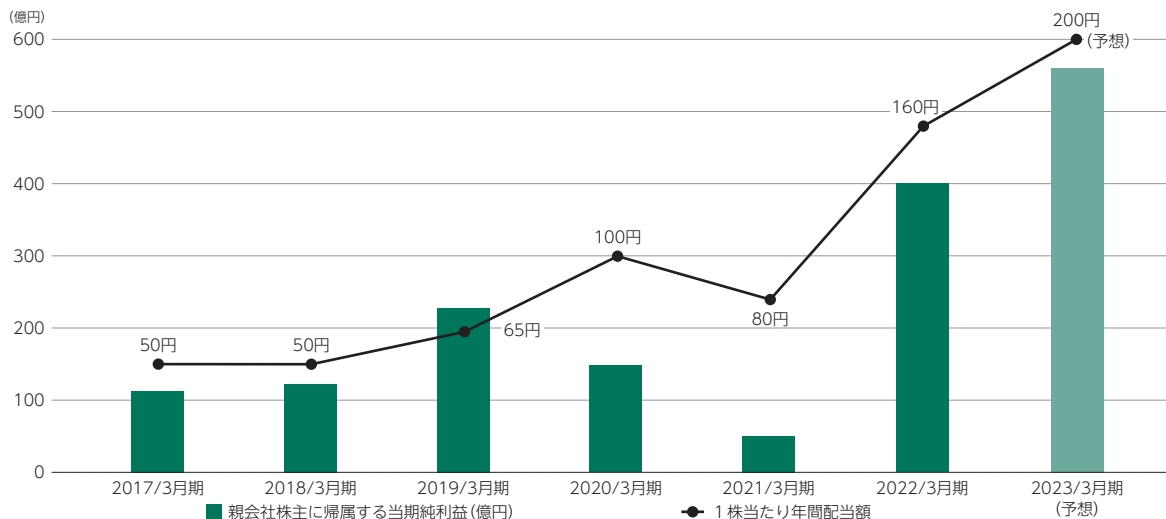
第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、国内外の企業グループの連結経営成績、財務状況および内部留保に基づく今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金100円 総額 6,466,860,300円
(年間配当金は、1株につき中間配当60円を含め、合計160円となります。)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

【ご参考】 1株当たり年間配当額の推移



第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

1. 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
2. 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
3. 参考書類等のインターネット開示(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
4. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第15条 (参考書類等のインターネット開示) <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>	<削除>

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p><u>第15条（電子提供措置等）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>（附則）</u></p> <p><u>1. 変更前定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役小林幹生、赤松清茂の両氏は任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、新任の社外取締役1名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(年齢)	現在の当社における地位	取締役在任年数	当事業年度での取締役会への出席状況
1 再任	こばやし みき お 小林 幹生 (満65歳)	代表取締役社長	10年	100% (6回/6回)
2 再任	あかまつ きよしげ 赤松 清茂 (満73歳) 社外取締役	社外取締役	6年	100% (6回/6回)
3 新任	ピムジャイ ワンキアット Pimjai Wangkiat (満58歳) 社外取締役	—	—	—

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
2. 各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 赤松清茂氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 赤松清茂氏、Pimjai Wangkiat氏は社外取締役候補者であります。赤松清茂氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、Pimjai Wangkiat氏の選任が承認された場合は、同氏を新たに独立役員として指定する予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、16～17ページに記載しております。
5. 当社は、業務執行取締役でない取締役との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。赤松清茂氏の再任が承認された場合に、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、Pimjai Wangkiat氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者
番号

1

こばやし みき お
小林 幹生

1957年2月5日生（満65歳）

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年4月	三井物産(株)米州本部 鉄鋼製品 ディビジョナルオペレーティング オフィサー	2012年4月	当社事業開発部長
		2012年6月	当社常務取締役事業開発担当
2009年10月	同社鉄鋼海外事業部長	2017年6月	当社代表取締役社長 現在に至る

取締役候補者とした理由

小林幹生氏は、2017年6月に当社代表取締役社長に就任し、これまでの国内外での豊富な経験と知識を生かし、経営の中枢において強いリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行い当社グループを牽引しております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



■ 取締役在任年数
10年
■ 取締役会への出席状況
100%（6回／6回）
■ 所有する当社株式の数
6,722株

候補者
番号

2

あかまつ きよしげ
赤松 清茂

1948年8月26日生（満73歳）

再任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2004年6月	朝日工業(株)取締役副社長	2015年6月	同社相談役
2005年4月	同社代表取締役副社長	2016年6月	当社社外取締役 現在に至る
2006年1月	同社代表取締役社長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

赤松清茂氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2016年6月から当社社外取締役として、経営を適切に監督しており、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営を監督していただくとともに、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等をいただくことを期待しております。また、選任後も引き続き、指名・報酬委員会の委員長を委嘱する予定です。



■ 取締役在任年数
6年
■ 取締役会への出席状況
100%（6回／6回）
■ 所有する当社株式の数
2,400株

候補者
番号

3

ピムジャイ

ワンキアット

Pimjai Wangkiat 1963年12月29日生 (満58歳)

新任

社外

女性

外国人



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2005年1月 サイアム・セメント・パブリック・カンパニー社
Deputy Director, Corporate Planning
- 2007年6月 同社Director, Corporate Organization Development
- 2019年1月 同社Corporate Director & Advisor

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

Pimjai Wangkiat氏は、長年にわたりタイのサイアム・セメント・グループにおいて経営企画及び事業開発に携わり、また経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営を監督していただくとともに、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等をいただくことを期待しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告







連結計算書類

計算書類









監査報告書

ご参考 第3号議案承認可決後の取締役会および監査役会の体制

第3号議案が原案通り承認可決された場合、取締役会の体制は本定時株主総会終了後の取締役会にて、次の通りとなる予定
 なお、取締役11名のうち独立社外取締役は4名（比率36%）女性1名（比率9%）、指名委員会および報酬委員会の委員5

		取締役会					
							
氏名 および 属性	いのうえ ひろゆき 井上 浩行	こばやし みきお 小林 幹生	こはた かつまさ 小畑 克正	つかもと かずひろ 塚本 一弘	よねざわ かずみ 米澤 和己	ダムリ・タンシェヴァヴォン Damri Tunshavong	
	男性	男性	男性	男性	男性	男性	
	執行	執行	執行	執行	執行	外国人 非執行	
就任予定 役職・委員 など	取締役会長	代表取締役社長	代表取締役副社長 副社長執行役員 最高技術責任者(鉄鋼事業 技術統括部担当)	取締役常務執行役員 海外事業部・サステナ ビリティ経営推進室 担当	取締役常務執行役員 財務経理部・総務部・ 人事部・システム管理 部担当	取締役	
		CSR委員会委員長		CSR委員会委員	指名委員会委員 報酬委員会委員 CSR委員会委員		
年齢	77歳	65歳	69歳	61歳	58歳	68歳	
在任年数	48年	10年	7年	5年	3年	11年	
保有する株式の数 (2022年4月末現在)	7,557,933株	6,722株	9,885株	2,350株	2,750株	0株	
経験・ 知見・ 専門性	経営全般	●	●	●	●	●	
	グローバル経験	●	●	●	●	●	
	技術開発/DX	●		●			
	事業戦略/ マーケティング	●	●		●	●	
	CSR/ サステナビリティ		●		●	●	
	財務・会計/事業投資				●	●	
	法務/ リスクマネジメント				●		

であります。
 名のうち独立役員（取締役および監査役）は4名（比率80%）となる予定であります。

					監査役会		
							
やすふく たけのすけ 安福 武之助	あかまつ きよしげ 赤松 清茂	たけだ くにとし 武田 邦俊	たかはし もとむ 高橋 規	ピムジャイ・ワンキアット Pimjai Wangkiat	なかや けんご 中矢 憲護	かたやま しげあき 形山 成朗	なかじょう みきお 中上 幹雄
男性	男性	男性	男性	女性 外国人	男性	男性	男性
非執行	非執行 社外・独立役員	非執行 社外・独立役員	非執行 社外・独立役員	非執行 社外・独立役員	非執行	非執行 社外・独立役員	非執行 社外・独立役員
取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	常勤監査役	社外・常勤監査役	社外監査役
CSR委員会委員	指名委員会委員長 報酬委員会委員長 CSR委員会委員	指名委員会委員 報酬委員会委員 CSR委員会委員	指名委員会委員 報酬委員会委員 CSR委員会委員			指名委員会委員 報酬委員会委員	
48歳	73歳	66歳	69歳	58歳	55歳	65歳	59歳
7年	6年	3年	1年	0年	2年	3年	3年
1,400株	2,400株	300株	200株	0株	2,500株	1,100株	500株
●	●	●	●	●		●	
●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●		●	
●			●				
	●	●		●	●	●	
●							●

第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の社外取締役の報酬額については、2021年6月29日開催の第102回定時株主総会において、年額50百万円以内とご承認いただいております。本定時株主総会において第3号議案「取締役3名選任の件」をご承認いただいた場合には、社外取締役が現在の3名から4名へ増員となります。さらに、コーポレートガバナンスを強化するうえで社外取締役の役割や責務の増大、経済情勢の変化や諸般の事情を考慮して、社外取締役の報酬額を年額50百万円以内から年額70百万円以内に改定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額の総額は、現在の年額470百万円以内（社外取締役の報酬含む）から変更はございません。

また、現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案をご承認いただきますと、取締役は11名（うち社外取締役4名）となります。

本議案による社外取締役の報酬額改定は、社外取締役の増員、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

(ご参考)

【当社の社外役員独立性基準】

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者の独立性基準を以下のとおり定め、次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者）にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附または助成（注5）を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している主要な金融機関その他の大口債権者（注6）またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社の主要株主（注7）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間に於いて上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る）の近親者等（注9）
- ⑬ 前各号の定めにかかわらず、その他当社との利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注) 1. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。なお、社外監査役については、非業務執行取締役を含む
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社および子会社ならびに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
4. 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1千万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
5. 一定額を超える寄附または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1千万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう
6. 主要な金融機関その他の大口債権者とは、直近事業年度末における全借入額または全債務額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関または債権者をいう
7. 主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう
8. 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
9. 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう

以上

1 企業集団の事業の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループの経営環境は、経済回復のペースが国・地域ごとに異なるものの、新型コロナウイルス感染症抑制策や景気対策等により、経済活動の正常化に向けた持ち直しの動きが見られる状況で推移いたしました。

主原料の鉄スクラップ価格につきましては、各国・地域での建設活動の状況等を反映し、価格調整局面が繰り返されつつも総じて上昇基調が続いた後、ロシアのウクライナ侵攻によって世界的に鉄鋼製品・原料の供給不安が広がり、急騰いたしました。また、鉄鉱石価格につきましては、海外を中心とした鉄源需給の逼迫から騰勢を強めた後、中国での粗鋼減産等を受け、夏場に一時急落したものの、再び反発し上昇基調に転じるなど価格は乱高下いたしました。加えて、合金鉄や燃料価格の上昇など主原料以外のコスト上昇圧力も強まっております。

当社グループの主要製品であるH形鋼等の土木・建築用鋼材の需要に関しましては、国・地域ごとに回復度合いに濃淡がありますが、中国における輸出抑制策や粗鋼減産等を受け需給が引き締まっていることや、鉄スクラップ価格が高値圏で推移していること等を背景に、製品価格は強含みで推移しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は150,029百万円（前期比10.3%増）となりました。利益につきましては、営業利益は13,290百万円（前期比32.7%増）、経常利益は57,646百万円（前期比167.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては39,917百万円（前期比700.8%増）となりました。

売上高	150,029百万円	前期比10.3%増	↑
営業利益	13,290百万円	前期比32.7%増	↑
経常利益	57,646百万円	前期比167.3%増	↑
親会社株主に帰属する 当期純利益	39,917百万円	前期比700.8%増	↑

当期におけるセグメントの業績は、次のとおりです。

鉄鋼事業（日本） 売上高 57,354百万円 前期比 +43.6%

主要製品名 | H形鋼、溝形鋼、I形鋼、鋼矢板、縞H形鋼、造船用形鋼、鋳鋼品、船舶製缶、重機械加工

主原料である鉄スクラップ価格の騰勢に加え、合金鉄や電力料金・燃料費の値上がりなど、コスト高先行局面が継続しております。需要面では、大型建築案件は底堅く推移しているものの、中小建築案件が少なく市中の荷動きが改善していないことから、H形鋼等の需要は力強さを欠く状況が継続しております。ヤマトスチールにおきましては、高炉メーカーが鋼板等の製品に注力するなか、積極的に新規顧客の開拓に取り組んだ結果、受注は堅調に推移し、販売数量は前期比で増加いたしました。また、販売価格の上昇により、売上高は前期比で増収となりました。営業利益につきましては、コスト高先行局面の影響が大きく、前期比で減益となりましたが、資源価格高騰の影響を最小化すべく、技術力によるコスト低減や設備の内製化に努め、また、販売価格の押し上げを図るなど、収益性の回復に向けた取り組みに注力し、一定の利益を確保しております。

以上により、当事業の売上高は、前期と比べ17,426百万円増の57,354百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ880百万円減の2,346百万円となりました。

鉄鋼事業（タイ） 売上高 82,452百万円 前期比 +58.1%

主要製品名 | H形鋼、溝形鋼、I形鋼、鋼矢板

サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッドにおきましては、タイ国内は大規模公共投資等が形鋼需要を牽引しましたが、感染症再拡大による建設活動停滞の影響を受けております。輸出市場におきましては、全体的には感染症再拡大による形鋼需要のスローダウンが見られたものの、中国における輸出増値税還付の撤廃や粗鋼減産等により同国メーカーの輸出圧力が低下したことに加え、韓国メーカーのASEAN市場への輸出が減少したことを受け、下期には競争環境の緩和が見られております。販売数量につきましては、輸出市場におけるシェア上昇への取り組み等により、前期比で増加いたしました。営業利益につきましては、鉄スクラップ高等によるコスト上昇があったものの、輸出市場での販売数量の増加及び形鋼価格の上昇が貢献し、前期比で増益となっております。

以上により、当事業の売上高は、前期と比べ30,315百万円増の82,452百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ7,075百万円増の12,724百万円となりました。

軌道用品事業

売上高 7,179百万円 前期比 △10.8%

主要製品名

分岐器類、伸縮継目、NEWクロッシング、接着絶縁レール、脱線防止ガード、タイププレート類、ボルト類

当事業の売上高は、前期と比べ868百万円減の7,179百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ304百万円減の532百万円となりました。

その他

売上高 3,043百万円 前期比 +47.6%

その他の売上高は、前期と比べ981百万円増の3,043百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ147百万円増の171百万円となりました。

持分法適用関連会社を有する主要海外各拠点の概況

（米国）

ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーにつきましては、本格的な経済回復や力強い非住宅建設需要に牽引され形鋼需要が回復するなか、積極的な受注活動により需要を捕捉したことから、販売数量は前期比で増加しております。熱延コイル等の一部の鉄鋼製品には価格の軟化が見られたものの、形鋼価格については、鉄スクラップ価格の上昇を上回る値上げが実現し、鋼材マージンの改善基調が継続しております。業績につきましては、販売数量の増加及び鋼材マージンの拡大により、前期比で大幅な増益となりました。

（バーレーン）

スルブカンパニー-BSC(c)（以下、SULB）におきましては、世界的な鉄鋼需給の引き締めを受け、GCC域外からの輸入材の圧力が低下し、また、鉄スクラップ等の原材料高を背景とした形鋼価格の押し上げが徐々に市場に浸透するなど、市場環境には改善が見られました。一方で、過去の油価低迷等により、GCC域内での建設活動の本格的な回復には時間を要する状況から、顧客は在庫積み増しに慎重な姿勢を継続いたしました。その様ななか、SULBにおきましては、GCC形鋼市場での採算重視の営業活動と生産量確保のための形鋼輸出や中間材の販売等のバランスをとることに加え、2021年9月末に完成した自社港湾施設の活用による物流コストの削減を含むコスト低減への取り組み等も寄与し、業績につきましては前期比で改善し、黒字を確保いたしました。

(ベトナム)

ポスコ・ヤマト・ビナ・スチールジョイントストックカンパニー（以下、PY VINA）におきましては、建設活動は経済回復に伴う改善と感染症再拡大による悪化により一進一退の状況が継続し、形鋼需要は本格的な回復には至っておりません。一方で、原材料高のなか、操業改善等によるコスト削減の取り組みを強化するとともに、世界的な鋼材市況の上昇や同国への輸入材の圧力低下を背景に、販売価格の押し上げに注力した結果、業績は底堅く推移しております。なお、ベトナムにおいては、PY VINAの働きかけにより、マレーシアからの輸入H形鋼に対するアンチダンピング調査が2020年8月に開始されておりましたが、2021年8月に関税率10.64%（5年間）の措置が発効されており、輸入H形鋼に対する貿易障壁としてベトナム国内のH形鋼市場安定化に寄与することと期待しております。

(韓国)

ワイケー・スチールコーポレーション（以下、YKS）におきましては、住宅建設等の増加を背景に、鉄筋需給バランスが改善を見せたことから販売価格が上昇し、業績は堅調に推移いたしました。なお、2021年8月2日公表の「2022年3月期第1四半期決算短信」にてお知らせしておりますとおり、現地パートナーである大韓製鋼社とYKSとの製販両面での連携強化により、YKSの更なる収益性向上を図るため、大韓製鋼社のYKSへの出資比率を51%から70%とし、当社グループの出資比率を49%から30%へと変更いたしました。これに伴い、2022年3月期の第3四半期以降は、YKSの業績の30%が当社の持分法投資損益に反映されております。

(2) 対処すべき課題

(2023年3月期の見通し)

2023年3月期の見通しにつきましては、当社グループの主要製品であるH形鋼等の土木・建築用鋼材は需要・価格とも現時点では比較的安定した推移を予想しております。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症の再拡大が世界経済に与える影響、高騰した資源価格に加え、中国の粗鋼減産及び鉄鋼製品の輸出動向など、当社グループの事業を取り巻く環境は予断を許さない状況であるため、引き続き市場動向を注視してまいります。

	2022年3月期連結業績実績	2023年3月期連結業績予想
売上高	1,500億円	1,930億円
営業利益	132億円	140億円
経常利益	576億円	790億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	399億円	560億円

(経営課題)

当社グループは、グローバルな鉄事業を通して、国際社会の発展や豊かな地域社会の実現に貢献するため、更なる事業成長を図るとともにサステナブルな社会の実現に向けた取り組みを継続してまいります。

更なる事業成長に向け、当社グループは、成長の源泉である海外事業を更に安定・発展・拡大させていく所存です。そのためにも、グループのマザー工場であるヤマトスチールにおいて、積極的に最新技術・設備を導入し、安全性の向上、コスト競争力の強化、品質の安定と向上に取り組み、国内事業の基盤強化を推し進めるだけでなく、そこで培ったノウハウをグループ展開することで海外事業の更なる発展を実現してまいります。また、それを支える人材教育・育成にもより一層力を入れてまいります。

サステナブルな社会の実現においては、当社グループは社会的公正性の実現や地域貢献、環境への配慮を経営のなかに組み込んでいくことが、企業における最も基本的なCSR活動であるとの認識のもと、安全で品質のよい製品の提供により社会に貢献し、サーキュラーエコノミーの重要な担い手として環境保全への配慮に重点を置いた事業活動を行っています。

これらの取り組みをESG（環境、社会、ガバナンス）の観点から一層強化すべく、「CSR委員会」を設置し、2025年度をターゲットとした「CSR中期計画」を策定しております。当社グループは、6つのマテリアリティ「1. 気候変動」「2. 資源循環」「3. 環境配慮型商品」「4. 製品責任」「5. 人材育成」「6. 企業経営の基盤」に基づき、中期的な視点から活動を推進してまいります。

6つのマテリアリティのうち社会的関心が高まっている「1. 気候変動」につきましては、2022年4月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に賛同いたしました。引き続き当社グループは脱炭素社会の実現に向けCO2排出量の削減など気候変動への対応に積極的に取り組んでまいります。

（3）設備投資の状況

当期は、鉄鋼事業の製鋼・圧延設備の維持更新投資を中心に総額3,606百万円の設備投資を行いました。

（4）資金調達の状況

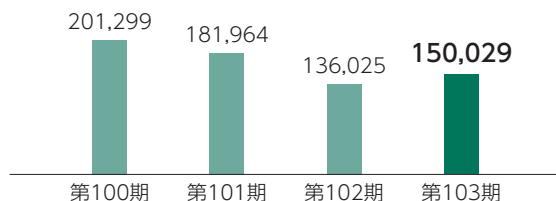
当期中においては、増資および社債の発行による資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

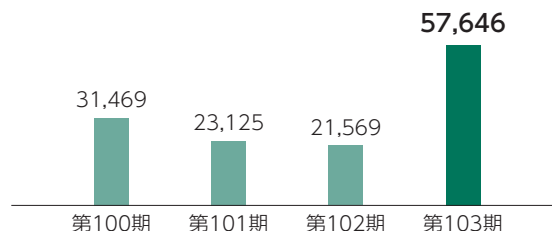
区 分	第100期	第101期	第102期	第103期
	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	201,299百万円	181,964百万円	136,025百万円	150,029百万円
経常利益	31,469百万円	23,125百万円	21,569百万円	57,646百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	22,793百万円	14,762百万円	4,984百万円	39,917百万円
1株当たり当期純利益	340円78銭	220円72銭	75円29銭	618円62銭
総資産	384,068百万円	383,025百万円	359,788百万円	414,928百万円
純資産	333,692百万円	342,606百万円	325,797百万円	375,686百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。

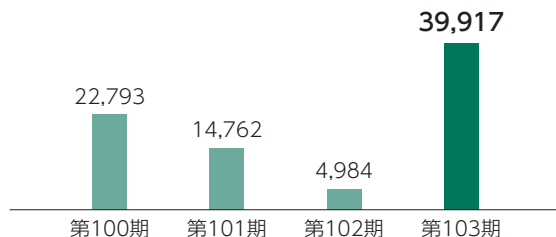
■ 売上高 (単位：百万円)



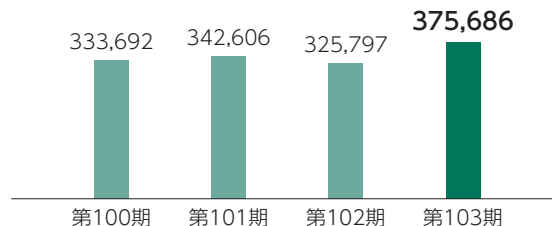
■ 経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 純資産 (単位：百万円)



2 企業集団の現況 (2022年3月31日現在)

(1) 主要な営業所および工場

(当社)

名称	本社所在地	営業所および工場
大和工業株式会社	兵庫県姫路市	——

(連結子会社および持分法適用関連会社)

名称	本社所在地	営業所および工場
ヤマトスチール株式会社	兵庫県姫路市	東京支店 (東京都港区) 大阪支店 (大阪市西区)
大和軌道製造株式会社	兵庫県姫路市	東京支店 (東京都港区) 大阪支店 (大阪市西区) 九州営業所 (福岡市博多区)
大和商事株式会社	兵庫県姫路市	——
株式会社松原テクノ	兵庫県加古郡	——
ヤマト・コリア・ホールディングス カンパニーリミテッド	韓国	——
ヤマトコウギョウアメリカ・インク	米国	——
ヤマトコウギョウ (ユー・エス・エー) コーポレーション	米国	——
ヤマトホールディングコーポレーション	米国	——
サイアム・ヤマト・ スチールカンパニーリミテッド	タイ	——
ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー	米国	——
アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC	米国	——
スルブカンパニーB S C (c)	バーレーン	——
ユナイテッド・スチールカンパニー ("スルブ") Bahrain Venture Co.W.L.L.	バーレーン	——
ユナイテッド・スルブカンパニー ("サウジスルブ") LLC	サウジアラビア	——
ポスコ・ヤマト・ビナ・スチールジョイント ストックカンパニー	ベトナム	——
ワイケー・スチールコーポレーション	韓国	——

(2) 主要な借入先

該当事項はありません。

なお、当社は、将来の資金需要に対して安定的、機動的かつ効率的な資金調達を可能にするため、金融機関3社と特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン契約）を締結しております。

(3) 重要な子会社および関連会社の状況

(子会社)

名称	資本金または 出資金	当社の議決権比率 (間接所有を含む)	主要な事業内容
ヤマトホールディング コーポレーション	46千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資 (25.00%)
ヤマトコウギョウ (ユー・エス・ エー) コーポレーション	14千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資 (24.00%) 合弁会社アーカンソー・スチール・アソシエイツ LLCへの投資 (50.00%) ヤマト・コリア・ホールディングスカンパニーリミテッドへの投資 (75.00%)
ヤマトコウギョウアメリカ・インク	13千米ドル	100.00%	ヤマトホールディングコーポレーションおよびヤマトコウギョウ (ユー・エス・エー) コーポレーションの統括
ヤマトスチール株式会社	450百万円	100.00%	鉄鋼製品ならびに重工加工品の製造および販売に関する事業
大和軌道製造株式会社	310百万円	100.00%	軌道用品の製造および販売に関する事業
ヤマト・コリア・ホールディングス カンパニーリミテッド	5,937百万ウォン	100.00%	不動産賃貸に関する事業 合弁会社ワイケー・スチールコーポレーションへの投資 (30.00%)
サイアム・ヤマト・ スチールカンパニーリミテッド	3,000百万バーツ	64.18%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
大和商事株式会社	38百万円	81.82%	運送ならびに医療廃棄物処理および不動産賃貸に関する事業
株式会社松原テクノ	15百万円	100.00%	カウンターウエイの製造および販売 プラント設備の設計、製造、据付および販売

(注) 「主要な事業内容」の()内の数値は、それぞれ当該会社への出資比率を表示しております。

(関連会社)

名称	資本金または 出資金	当社の議決権比率 (間接所有を含む)	主要な事業内容
ニューコア・ヤマト・ スチールカンパニー	185百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
アーカンソー・スチール・ アソシエイツLLC	26百万米ドル	50.00%	鉄鋼製品ならびに軌道用品の製造および販売に関する事業
スルブカンパニーBSC (c)	705百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ユナイテッド・スチールカンパニー ("スルブ") Bahrain Venture Co.W.L.L.	75百万米ドル	49.00%	合併会社ユナイテッド・スルブカンパニー ("サウジスルブ") LLCへの投資
ユナイテッド・スルブカンパニー ("サウジスルブ") LLC	206百万サウジアラビアリアル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ポスコ・ヤマト・ピナ・ スチールジョイントストック カンパニー	8,345,225百万ベトナムドン	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ワイケー・スチールコーポレーション	5,475百万ウォン	30.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業

(4) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,395名	17名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68名	19名増	39.1歳	10.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数・出向社員数は除いております。

【ご参考】 大和工業グループの生産拠点

建設用鋼材を中心とした鉄鋼製品および軌道用品の製造・販売を世界7カ国で展開しています。

世界に広がる 生産拠点

ワイケー・スチールコーポレーション



ユナイテッド・スラブカンパニー
("サウジスラブ") LLC



スラブカンパニーBSC (c)



サイアム・ヤマト・
スチールカンパニーリミテッド



ヤマトスチール株式会社



大和軌道製造株式会社



ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー



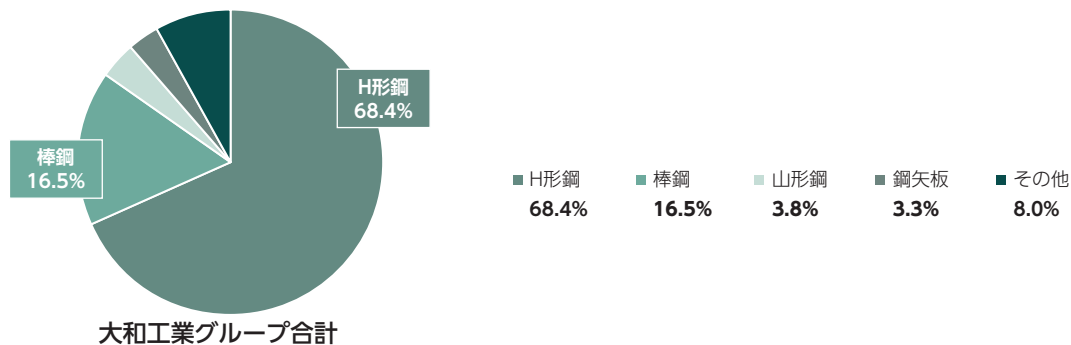
ポスコ・ヤマト・ビナ・
スチールジョイントストックカンパニー



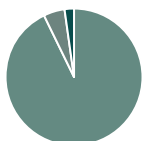
アーカンソー・スチール・
アソシエイツLLC



(ご参考) 大和工業グループの製品構成 (2021年累計実績)



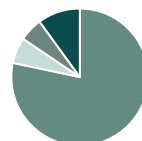
H形鋼 85.8%



H形鋼 92.8%



タイププレート 99.2%



H形鋼 78.4%



棒鋼 100%



H形鋼 85.5%

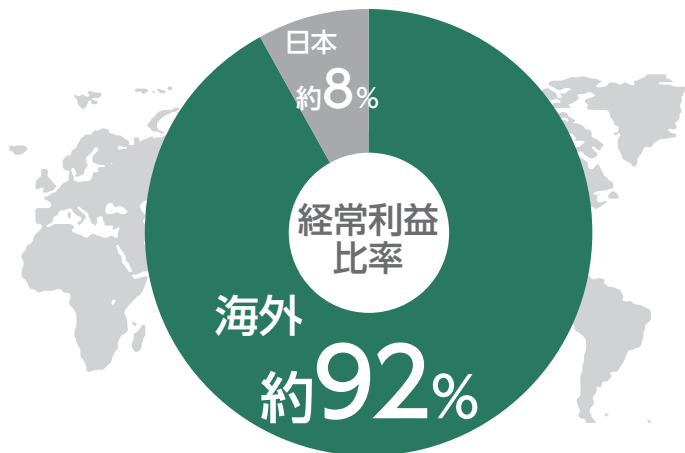


H形鋼 34.5%



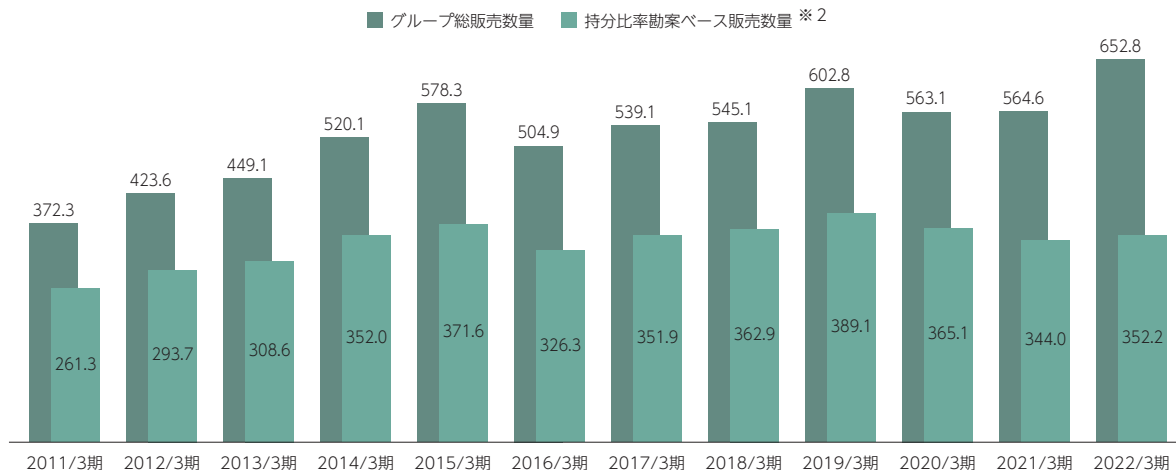
H形鋼 99.1%

(ご参考) 経常利益に占める海外比率 (2022年3月期)



(ご参考) グループ総販売数量の推移※1

(単位：万MT)



※1 半製品、DRI、グループ間取引を含む

※2 各社の販売量に当社の持分比率を乗じたもの

3 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 171,257,770株
 (2) 発行済株式の総数 65,000,000株 (内、自己株式331,397株)
 (注) 2022年3月31日付にて実施した自己株式の消却に伴い発行済株式の総数は2,670,000株減少しております。
 (3) 株主数 3,778名
 (4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,900千株	15.31%
井上浩行	7,557千株	11.69%
井上不動産有限公司	4,592千株	7.10%
三井物産株式会社	4,573千株	7.07%
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	2,837千株	4.39%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,608千株	4.03%
住友商事株式会社	2,461千株	3.81%
CEP LUX-ORBIS SICAV	2,267千株	3.51%
井上喜美子	1,739千株	2.69%
株式会社みずほ銀行	1,675千株	2.59%

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役および非常勤取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役および非常勤取締役を除く)	6,529株	5名

(注) 上記以外に当社子会社の取締役7名、執行役員4名に対して6,649株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2021年4月30日開催の取締役会決議に基づき、1,000,000株の自己株式を総額3,634,970,000円で取得いたしました。

また、2021年10月29日開催の取締役会決議に基づき、1,008,902株の自己株式を総額3,246,646,636円で取得いたしました。

② 自己株式の消却

2022年3月23日の取締役会の書面決議に基づき、2022年3月31日付で、自己株式2,670,000株を消却いたしました。

4 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
井上浩行	取締役会長	
小林幹生	代表取締役社長	
小畑克正	代表取締役副社長 副社長執行役員 最高技術責任者（鉄鋼事業）技術統括部担当	
塚本一弘	取締役常務執行役員 海外事業部担当	
米澤和己	取締役常務執行役員 財務経理部・ 総務部・人事部・システム管理部担当	
ダムリ・タンシエヴァウン	取締役	
安福武之助	取締役	株式会社神戸酒心館 代表取締役社長
赤松清茂	取締役	
武田邦俊	取締役	
高橋規	取締役	
中矢憲護	常勤監査役	
形山成朗	常勤監査役	
中上幹雄	監査役	澤田・中上・森法律事務所 代表弁護士 株式会社MORESCO社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役赤松清茂、武田邦俊および高橋規の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役形山成朗および中上幹雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 取締役赤松清茂、武田邦俊、高橋規、監査役形山成朗および中上幹雄の5氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 2021年6月29日開催の第102回定時株主総会において、高橋規氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
5. 2021年6月29日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、丸山元祥氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
6. 2021年6月29日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、山内靖彦氏は取締役を辞任いたしました。
7. 監査役形山成朗氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、安福武之助氏、赤松清茂氏、武田邦俊氏、高橋規氏、中矢憲護氏、形山成朗氏および中上幹雄氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社および一部の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料を全額当社が負担しております。

(4) 会社役員に対する報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	404 (39)	321 (39)	65 (-)	18 (-)	12 (3)
監査役 (うち社外監査役)	58 (34)	58 (34)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 上記には、2021年6月29日開催の第102回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名、辞任した取締役1名が含まれております。

② 取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、2017年6月29日開催の当社第98回定時株主総会において、年額470百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役1名）です。また、取締役の報酬額年額470百万円以内のうち、社外取締役の報酬額は2021年6月29日開催の第102回定時株主総会の決議により年額50百万円以内となりました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）です。

また、2021年6月29日開催の第102回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入し、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の報酬枠とは別枠で年額100万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役の員数は5名（社外取締役および非常勤取締役を除く）です。

当社監査役の報酬額は、2017年6月29日開催の当社第98回定時株主総会において、年額75百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

- ・当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）の報酬は、当社の経営監督責任

に加えて、グループ経営に対する貢献責務、役位等を総合的に勘案して決定される固定報酬部分と、業績目標の達成度や個人評価等に応じて決定される業績連動報酬部分で構成する月額報酬を毎月一定の時期に支給するものとする。取締役の報酬総額は2017年6月29日開催の第98回定時株主総会において年額470百万円以内と定めている。また、2021年6月29日開催の第102回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決定し、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額470百万円以内の報酬枠とは別枠で年額100百万円以内と定めている。譲渡制限付株式付与のための報酬は毎年一定の時期に割り当てるものとする。取締役の個人別の報酬額については、報酬委員会の審議、答申を踏まえて、取締役会からの一任により、代表取締役社長が株主総会で決議された報酬限度額内で決定する。

- ・業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益等であり、単年度事業計画の連結経常利益を元に標準値を設定の上、年度業績に応じた下限0、上限2.0の係数テーブルを設定し、この係数を、役位ごとの業績連動報酬の基準額に乘じ、毎年の個々の業績連動報酬を算出する。(2022年度報酬より反映)
- ・固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬の支給割合は、年度の業績または役位により変動するが、概ね固定報酬が50%、業績連動報酬が40%、譲渡制限付株式報酬が10%となるような設計とする。(2022年度報酬より反映)
- ・取締役の報酬決定の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会を設置しており、報酬委員会は当社の経営環境、世間水準等を考慮した役員報酬制度の見直し（報酬水準、業績評価のKPIや基準値の見直し等）や、取締役会の諮問に基づき、取締役の報酬に関し審議をし、取締役会に対して答申を行う。

報酬等の決定方針については、報酬委員会での審議を踏まえて、取締役会で決定しております。当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益等であり、当該指標を選択した理由は、グループ全体の業績に責任を負うことを明確にするため、業績連動報酬の額の決定方法は、過去5年平均の連結経常利益を元に標準値を設定の上、年度業績に応じた下限0.0、上限1.5の係数テーブルを設定しております。この係数を、役員ごとの業績連動報酬の基準額に乘じ、毎年の個々の業績連動報酬を算出しております。

また、業績連動報酬に係る指標（連結経常利益）については、標準値（係数1.0）を200億円～225億円としており、当事業年度における実績（2021年3月期数値を利用）は、215億円（係数1.0）であります。

なお、2022年度報酬より反映する業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益等であり、単年度事業計画の連結経常利益を元に標準値を設定の上、年度業績に応じた下限0、上限2.0の係数テーブルを設定し、この係数を、役員ごとの業績連動報酬の基準額に乘じ、毎年の個々の業績連動報酬を算出します。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の具体的内容については、株主総会で決議された報酬等の額内で取締役会決議により代表取締役社長小林幹生に一任し決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先の関係

監査役中上幹雄氏は、澤田・中上・森法律事務所の代表弁護士および株式会社 MORESCOの監査等委員である社外取締役を兼任しておりますが、いずれも重要な取引その他特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
	赤松清茂	当事業年度開催の取締役会には、6回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。また、当社の中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うとともに、任意の指名委員会・報酬委員会の委員長を務め、独立客観的立場から経営陣の監督を行うなど重要な役割を果たしております。
社外取締役	武田邦俊	当事業年度開催の取締役会には、6回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。また、当社の中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うとともに、任意の指名委員会・報酬委員会の委員を務め、独立客観的立場から経営陣の監督を行うなど重要な役割を果たしております。
	高橋規	社外取締役就任後開催の取締役会には、4回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。また、当社の中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うとともに、任意の指名委員会・報酬委員会の委員を務め、独立客観的立場から経営陣の監督を行うなど重要な役割を果たしております。
社外監査役	形山成朗	当事業年度開催の取締役会には、6回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	中上幹雄	当事業年度開催の取締役会には、6回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は6回、監査役会の開催回数は12回であります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	51,700千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	378千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52,078千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社子会社が、PwCあらた有限責任監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続きであります。

(4) 子会社の監査に関する事項

海外に所在する当社の子会社は、PwCあらた有限責任監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

(5) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務執行することに支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容に決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務執行が適正に行われるようコンプライアンス等内部管理体制の整備充実を行う。
- ② 監査役からは業務報告、監査計画、監査状況について定期的な報告を受け、取締役の職務執行の適正確保に努め、同時に取締役会の充実によって取締役間相互の意思疎通の強化を図る。
- ③ 市民社会の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な圧力・要求に対しては、断固拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについては、「文書および記録の管理規定」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、「文書および記録の管理規定」に定める保管期間中は、閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理体制の基礎として、「経営危機管理規定」を定め、当社の業務執行に係るリスクとして、「経営危機管理規定」に定めるリスクを認識し、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規定」、「業務分掌規定」においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

（５）使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、「大和工業グループ社員行動基準」を定める。社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。
- ② 内部監査室は、内部統制委員による内部監査（定例・臨時）の結果報告を受け、必要に応じて当社およびグループ会社の各担当部署に対して、関係規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- ③ 内部監査室は、当社およびグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には速やかに社長および監査役に報告するとともに、取締役会において報告するものとする。
- ④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として「公益通報者保護規定」および「大和工業グループ社員行動基準」に基づきその運用を行うこととする。
- ⑤ 内部監査室および監査役は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるができるものとする。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努めるものとする。

（６）当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用される行動指針「大和工業グループ社員行動基準」を基礎として、グループ各社での諸規定を定めるものとする。
経営管理については、企業集団における経営の適正かつ効率的な運営を図るため、グループ各社経営管理基本方針を定め、「グループ会社管理規定」に従い当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、社長および監査役に報告するものとする。
- ② 内部統制委員による、子会社に対する経営管理に係る監査の実施により、法令違反または、コンプライアンス上問題があると判断された場合には、内部統制委員は、内部監査室に報告し、内部監査室は速やかに監査役に報告を行うものとする。また、内部監査室および監査役は、この報告に対し子会社へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。
- ③ リスク管理体制の基礎として「経営危機管理規定」を定め、グループ会社と連携を図り、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- ② 監査役補助者の指揮命令権は各監査役に属するものとし、監査役補助者の任命、評価、異動等の人事事項については監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得たうえで行うこととする。

(8) 当社およびグループ各社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定めることとし、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとする。
前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ② 社内通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスの問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ③ 監査役への報告を行った当社およびグループ各社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- ④ 監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役の職務の執行について

取締役会規則およびその他社内規定に基づき、当事業年度において取締役会を6回、経営会議を14回開催し、法令または定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役間意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

(2) コンプライアンス体制について

取締役および使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口（ホットライン）を設置し、さらに、通報者保護を社内規定に明記して運用しております。

(3) リスク管理について

「経営危機管理規定」等のリスクに関する規定に基づき、的確な管理運営を行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、災害等を想定した訓練も定期的に行っております。

(4) グループ会社の経営管理について

グループ会社の経営管理につきましては、当社の役員または社員にグループ各社の取締役または監査役を兼務させ、グループ会社の業務の適正の確保を図っております。また、「グループ会社管理規定」に基づき、グループ会社における重要な経営情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

(5) 監査役職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに取締役会等へ出席し、また、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室との連携を図ることで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(注) 本事業報告に記載しております金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	167,710	流動負債	19,411
現金及び預金	99,717	支払手形及び買掛金	11,033
受取手形	129	未払金	1,885
売掛金	25,015	未払法人税等	1,908
有価証券	20	賞与引当金	744
商品及び製品	18,360	その他	3,840
仕掛品	555	固定負債	19,830
原材料及び貯蔵品	20,926	繰延税金負債	13,874
その他	3,007	退職給付に係る負債	1,975
貸倒引当金	△22	その他	3,981
固定資産	247,217	負債合計	39,242
有形固定資産	59,761	純資産の部	
建物及び構築物	11,310	株主資本	327,369
機械装置及び運搬具	26,832	資本金	7,996
工具、器具及び備品	345	利益剰余金	320,784
土地	17,815	自己株式	△1,412
建設仮勘定	1,550	その他の包括利益累計額	22,982
その他	1,905	その他有価証券評価差額金	4,490
無形固定資産	1,632	為替換算調整勘定	18,649
のれん	810	退職給付に係る調整累計額	△157
その他	822	非支配株主持分	25,335
投資その他の資産	185,823	純資産合計	375,686
投資有価証券	56,255	負債純資産合計	414,928
出資金	78,826		
関係会社長期貸付金	23,067		
長期預金	23,660		
退職給付に係る資産	917		
その他	3,396		
貸倒引当金	△301		
資産合計	414,928		

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		150,029
売上原価		123,788
売上総利益		26,241
販売費及び一般管理費		12,950
営業利益		13,290
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	739	
持分法による投資利益	40,348	
為替差益	2,773	
その他	776	44,637
営業外費用		
支払利息	82	
投資事業組合運用損	19	
デリバティブ評価損	26	
貸倒引当金繰入額	29	
災害による損失	50	
その他	73	282
経常利益		57,646
特別利益		
固定資産売却益	1	
持分変動利益	2	
関係会社株式売却益	2	
投資有価証券売却益	1	8
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	31	
公正取引法関連損失引当金繰入額	248	
その他	1	281
税金等調整前当期純利益		57,373
法人税、住民税及び事業税	12,528	
法人税等調整額	1,130	13,659
当期純利益		43,714
非支配株主に帰属する当期純利益		3,797
親会社株主に帰属する当期純利益		39,917

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	7,996	—	295,740	△2,966	300,770
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△6,487		△6,487
親会社株主に帰属する当期純利益			39,917		39,917
自己株式の取得				△6,881	△6,881
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分		9		40	50
自己株式の消却		△9	△8,386	8,395	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	25,044	1,554	26,598
2022年3月31日残高	7,996	—	320,784	△1,412	327,369

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日残高	3,566	△2,213	△77	1,275	23,750	325,797
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△6,487
親会社株主に帰属する当期純利益						39,917
自己株式の取得						△6,881
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分						50
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	924	20,862	△80	21,706	1,584	23,290
連結会計年度中の変動額合計	924	20,862	△80	21,706	1,584	49,889
2022年3月31日残高	4,490	18,649	△157	22,982	25,335	375,686

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,365
現金及び預金	1,379
売掛金	387
未収入金	411
その他	186
貸倒引当金	△0
固定資産	116,675
有形固定資産	1,769
建物	389
構築物	52
機械及び装置	9
車両及び運搬具	10
工具、器具及び備品	29
土地	1,226
建設仮勘定	15
その他	36
無形固定資産	124
投資その他の資産	114,781
投資有価証券	10,177
関係会社株式	78,807
関係会社長期貸付金	22,840
その他	3,029
貸倒引当金	△74
資産合計	119,040

科目	金額
負債の部	
流動負債	19,206
関係会社短期借入金	18,410
未払金	27
未払費用	205
未払法人税等	404
賞与引当金	106
その他	53
固定負債	3,745
長期末払金	804
繰延税金負債	2,657
退職給付引当金	252
その他	31
負債合計	22,952
純資産の部	
株主資本	91,749
資本金	7,996
利益剰余金	84,794
利益準備金	1,999
その他利益剰余金	82,795
別途積立金	26,090
繰越利益剰余金	56,705
自己株式	△1,042
評価・換算差額等	4,338
その他有価証券評価差額金	4,338
純資産合計	96,088
負債純資産合計	119,040

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		22,609
営業費用		
販売費及び一般管理費		2,585
営業利益		20,023
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	355	
為替差益	2,440	
その他	17	2,813
営業外費用		
支払利息	63	
投資事業組合運用損	19	
その他	32	115
経常利益		22,722
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
投資有価証券売却損	1	1
税引前当期純利益		22,722
法人税、住民税及び事業税	601	
法人税等調整額	720	1,321
当期純利益		21,401

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			利益 剰余金 合計
			利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2021年4月1日残高	7,996	—	1,999	26,090	50,297	78,386
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△6,607	△6,607
当期純利益					21,401	21,401
自己株式の取得						
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分		9				
自己株式の消却		△9			△8,386	△8,386
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	6,408	6,408
2022年3月31日残高	7,996	—	1,999	26,090	56,705	84,794

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
2021年4月1日残高	△2,596	83,787	3,422	3,422	87,209
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△6,607			△6,607
当期純利益		21,401			21,401
自己株式の取得	△6,881	△6,881			△6,881
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分	40	50			50
自己株式の消却	8,395	—			—
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額）			916	916	916
事業年度中の変動額合計	1,554	7,962	916	916	8,878
2022年3月31日残高	△1,042	91,749	4,338	4,338	96,088

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

大和工業株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木下昌久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神戸寛史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の際に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

大和工業株式会社
取締役会 御中

PwC あらた 有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木下 昌久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神戸 寛史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

大和工業株式会社 監査役会

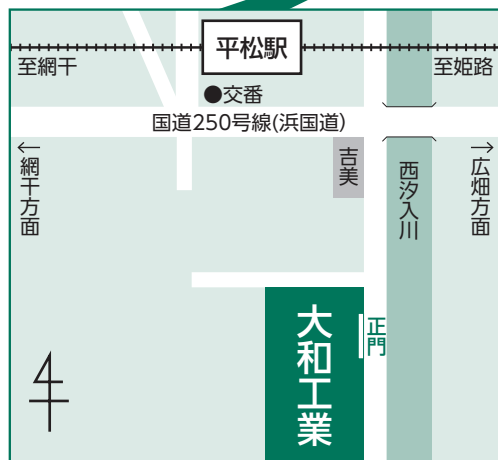
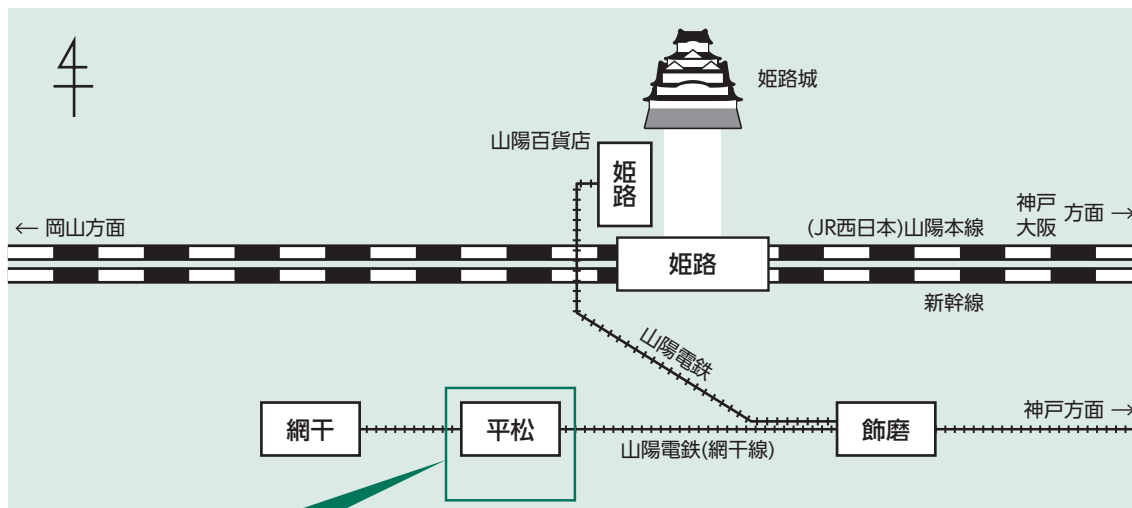
常勤監査役	中 矢 憲 護	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	形 山 成 朗	Ⓔ
監 査 役（社外監査役）	中 上 幹 雄	Ⓔ

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場

兵庫県姫路市大津区吉美380番地
当社やまとホール



交通のご案内

山陽電鉄・網干線 「平松駅」下車
徒歩10分